

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.001

処 分 名	心身障害者通所支援施設の通所者の退所、通所の一時停止
処 分 の 概 要	市長は、心身障害者通所支援施設（ふじ支援センター、ゆりのき支援センター、リサイクルショップ、ひまわり園及びあおぞら）通所の承認を受けた者が、長期にわたり入院したとき、又は他の施設に入所・通所したとき。感染性疾患があり、他に感染するおそれがあるときなどは、当該通所者を退所させ、又は通所を一時停止させることができる。
根拠条例等・条項	春日部市心身障害者通所支援施設条例 （平成 17 年 10 月 1 日条例第 84 号）第 7 条、第 6 条第 2 項 春日部市心身障害者通所支援施設条例施行規則 （平成 17 年 10 月 1 日規則第 18 号）第 4 条
処 分 基 準	市長は、心身障害者通所支援施設の通所の承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該通所者を退所させ、又は通所を一時停止させることができる。 （１） 指導及び訓練の結果、通所の目的を達したと認められるとき。 （２） 長期にわたり入院したとき、又は他の施設に入所・通所したとき。 （３） 退所又は通所一時停止の申出があったとき。 （４） 病気その他の理由により訓練又は指導を受けることが不可能若しくは著しく困難と認められるとき。 （５） 自力等による通所ができない者であるとき。 （６） 感染性疾患があり、他に感染するおそれがあるとき。 （７） 通所支援施設の管理上支障があると認められるとき。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市心身障害者通所支援施設条例

(通所の承認等)

第6条 通所支援施設に通所しようとする者（以下「通所希望者」という。）又はその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、現にその者を監護するものをいう。）は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に当たって通所希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、通所の承認をしないものとする。

(1) 病気その他の理由により訓練又は指導を受けることが不可能若しくは著しく困難と認められるとき。

(2) 自力等による通所ができない者であるとき。

(3) 感染性疾患があり、他に感染するおそれがあるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、通所支援施設の管理上支障があると認められるとき。

(退所等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により通所の承認を受けた者（以下「通所者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該通所者を退所させ、又は通所を一時停止させることができる。

(1) 指導及び訓練の結果、通所の目的を達したと認められるとき。

(2) 長期にわたり入院したとき、又は他の施設に入所・通所したとき。

(3) 退所又は通所一時停止の申出があったとき。

(4) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めたとき。

■春日部市心身障害者通所支援施設条例施行規則

(通所者の退所等)

第4条 通所支援施設の退所又は通所の一時停止を希望する通所者又はその保護者は、通所支援施設退所・通所一時停止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったとき、又は条例第7条の規定により、通所者を退所させ、又は通所を一時停止することを決定したときは、通所支援施設退所・通所一時停止決定通知書（様式第6号）により通所者又はその保護者に通知するものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.002

処 分 名	ふじ学園入園児の退園、通園の一時停止
処 分 の 概 要	市長は、春日部市立ふじ学園入園の承認を受けた者が、独立自活に必要な知識技術を身につけたとき、他の児童に感染するおそれがある病気にかかったときなどは当該入園児を退園させ、又は通園を一時停止させることができる。
根拠条例等・条項	春日部市立ふじ学園条例 （平成 17 年 10 月 1 日条例第 93 号）第 7 条 春日部市立ふじ学園条例施行規則 （平成 17 年 10 月 1 日規則第 27 号）第 4 条、第 5 条
処 分 基 準	市長は、春日部市立ふじ学園入園の承認を受けた児が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入園児を退園させ、又は通園を一時停止させることができる。 （１） 指導の結果、児童が入園の目的を達したと認められるに至ったとき。 （２） 児童が感染症等で、他の児童に感染するおそれのある病気にかかったとき。 （３） 春日部市立ふじ学園の管理上支障があると認められるとき。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaishashienka/gyomuannai/3/1/1/5154.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市立ふじ学園条例

(退園等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童を退園させ、又はその通園を一時停止することができる。

- (1) 指導の結果、児童が第1条に規定する目的を達したと認められるに至ったとき。
- (2) 児童が感染症等で、他の児童に感染するおそれのある病気にかかったとき。
- (3) 前条第2号に定めるもののほか、市長が学園の管理上支障があると認めたとき。

■春日部市立ふじ学園条例施行規則

(入退園の手続)

第4条 条例第5条に規定する児童の保護者(以下「保護者」という。)は、学園に児童を入園させようとするときは、春日部市立ふじ学園入園申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、条例第6条各号のいずれにも該当しないことを確認のうえ、当該保護者に対し春日部市立ふじ学園入園通知書(様式第2号)を交付するものとする。

3 前項の通知書の交付を受けた保護者は、市長と入園の契約を締結するものとする。

4 保護者は、施設に入園している児童を退園させようとするときは、春日部市立ふじ学園退園届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(退園等)

第5条 市長は、条例第7条の規定により児童を退園させ、又はその通園を一時停止するときは、春日部市立ふじ学園退園・通園停止通知書(様式第4号)を保護者へ送付するものとする。